

弊社商品の表示に関するお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、深く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）第7条第1項の規定に基づく措置命令（令和6年1月30日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するために、次のとおりお知らせいたします。

弊社は、「ウイルス当番」と称する商品（以下「本件商品」）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年12月28日から令和4年7月23日までの間、商品パッケージにおいて、「二酸化塩素の除菌パワー」、「身近にひそむウイルス・菌に」、「ウイルス・菌の除去」等と表示することにより、あたかも、リビングや玄関等の室内に設置して本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、約1か月間ないし約3か月間にわたり、リビングや玄関等において、室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

かかる表示について、景品表示法第7条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、資料を提出いたしました。当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められず、本件商品の取引に関し行っていた表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

なお、本措置命令は、本件商品の表示に対するものであり、商品不良に対するものではございません。

また、弊社におきましては、本件措置命令の発令前に、すでに本件商品の販売を終了しております。

この度の件で、対象となる商品をご利用いただいているお客様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

弊社は引き続き法令順守の精神に則り、適切な商品表示に努めてまいります。

令和6年3月19日

興和株式会社

【本件に関するお問い合わせ】

興和株式会社 お客様相談センター

受付電話番号 03-3279-7560

受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）